

産 商 商 第 276号

平 成 16年 1月 27日

株式会社大丸

代表取締役 山本 良一 様

京都市長 榎 本 頼 兼

大規模小売店舗立地法による届出に対する市の意見について（通知）

平成15年7月30日付けで届出のあった大規模小売店舗について，大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）の規定により，下記のとおり通知します。

#### 記

#### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

株式会社大丸 京都店

京都市下京区四条高倉西入立売西町79番地

#### 2 法第8条第4項の規定による市の意見について

現在の状況及び意見書の提出状況等に配慮するとともに，大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成11年通商産業省告示第375号）（以下「指針」という。）を勘案し，届出書類を総合的に検討したところ，本変更計画の実施により，周辺の地域の生活環境への影響は少ないと判断し，市は意見を有しないものとします。

#### 3 付帯意見

今後は，法第10条に規定するところにより，また，周辺の状況や経済状況などの変化に伴い新たな問題が生ずる場合にあっては，周辺の地域の生活環境の保持について適正な配慮を行い，当該大規模小売店舗を維持及び運営するよう留意することが望まれます。

## 意見理由

### 1 現在の状況（立地状況等）

当該商業施設は、本市を代表する商業集積である四条烏丸界わいに位置しており、また、四条通地区地区計画区域及び都市計画上の商業地域に立地している。

周辺の地域の状況は、北側に店舗、集合住宅等が隣接しており、東側には、店舗兼用住宅等や道路を隔てて事務所ビル、店舗、駐車場等として利用されているほか、西側は店舗ビル、事務所ビル等の商業施設が立地している。また、南側は午前7時から午後7時までの12時間の自動車類の交通量が平日14,927台、休日14,686台（平成11年度道路交通センサス、観測地点5023、下京区四条通堺町西入ル立売中之町）である市道嵐山祇園線（四条通）に面している。

なお、今回の変更は、契約駐車場を解除することによるものであるが、当該駐車場との間の契約はすでに解消されており、駐車場の自動車の出入口の減及び位置の変更は実施されている。

また、届出のうち駐車場の位置の変更については、法第6条第4項のただし書きによる軽微認定を行っている。

### 2 説明会の状況

今回の変更が契約駐車場の減に係る軽微な変更であることから、京都市大規模小売店舗立地法施行細則第3条第1項の規定に基づき説明会開催不要認定を行ったため、説明会に代わりに当該商業施設において届出内容の概要を4箇月間掲示した。

### 3 意見書

法第8条第2項の規定により提出された意見はなかった。

### 4 市の見解

今回の変更計画は、契約駐車場の解除によるものであり、駐車場の自動車の出入口の数の減及び位置の変更について、既に実施されているが、直営駐車場や他の契約駐車場の利用状況を勘案すると、現状の交通状況等、周辺の地域の生活環境への影響は、少ないと判断される。